

社会保障・税番号制度の導入に係る地方税に関する事務における 「特定個人情報保護評価書」(素案)のパブリック・コメントの実施について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)(平成 25 年法律第 27 号)に基づき社会保障・税番号制度が導入され、平成 28 年 1 月から地方公共団体等において個人番号を利用した事務が開始される予定である。

番号法では、個人番号を利用する事務の内容・範囲等が定められており、それらの事務で「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル(以下、「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする場合には、保有する前に特定個人情報保護評価書を公示し、広く区民の意見を求めるものとされている。

については、番号法により個人番号の利用が認められている地方税に関する事務を当区において行うにあたり、「特定個人情報保護評価書」(素案)により特定個人情報の保護措置等を公表し、公表した「特定個人情報保護評価書」(素案)に対してパブリック・コメントを実施するものである。

記

1 特定個人情報保護評価の概要

(1) 特定個人情報保護評価とは

社会保障・税番号制度における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において自ら宣言するものである。

地方税に関する事務についての「特定個人情報保護評価書」は、本パブリック・コメントの実施後、個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家等の第三者による点検を経た後、国の特定個人情報保護委員会へ提出し、公表する。

(2) 特定個人情報保護評価の目的

事前にプライバシー等保護の評価・対策を実施することで、特定個人情報を扱う事務における個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民・住民の信頼を確保することを目的とする。

(3) 特定個人情報保護評価の対象

地方税に関する事務において特定個人情報保護評価の対象となるファイルは次のとおりとなる。

- ①住民税賦課情報ファイル
- ②軽自動車税管理情報ファイル
- ③収納管理情報ファイル
- ④滞納整理情報ファイル

(4) 根拠法令

番号法第 26 条及び第 27 条

2 地方税に関する事務における特定個人情報保護評価

(1) 対象事務の根拠

- ア 番号法第 9 条第 1 項別表第 1 の 16 項
- イ 主務省令第 16 条

(2) しきい値判断

しきい値判断とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するにあたり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断することを言う。

当事務では、特別区民税・都民税の実際納税義務者数は、平成 26 年度税務概要によると 179,162 人（人口 321,172 人）である。しかし、特定個人情報保護評価の対象となる本人の範囲には、課税者・非課税者（79,957 人）は元より、税務関係書類に個人番号を記載することとされる被扶養者が含まれる。また、新宿区内を主たる定置場として課税登録している軽自動車等の所有者も特定個人情報保護評価の対象となる。

従って、人口が 30 万人以上のため、『全項目評価』の実施が必要になる。

(3) 特定個人情報保護評価書（素案）

別紙「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（素案）のとおり

3 パブリック・コメントの実施

以下のとおり新宿区パブリック・コメント制度を活用し、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（素案）に対する意見を募集する。

なお、「国民健康保険に関する事務」「国民年金に関する事務」についても同日程でパブリック・コメントを実施する。

(1) 実施期間

平成 27 年 7 月 15 日（水）～平成 27 年 8 月 13 日（木） 30 日間

(2) 周知方法

広報しんじゅく（平成 27 年 7 月 15 日号）及び区ホームページにおいて意見募集を掲載

(3) 閲覧資料

- 意見募集概要
- 特定個人情報保護評価書（素案）概要
- 特定個人情報保護評価書（素案）
- 用語解説
- 新宿区パブリック・コメント意見用紙

(4) 閲覧・配布場所

税務課（本庁舎 6 階）、広聴担当課、各特別出張所、区政情報センター、図書館及び区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参（税務課）及び区ホームページにおいて受付ける。

4 今後のスケジュール

平成 27 年	7 月 13 日（月）	個人情報保護審議会へ評価書（素案）を報告
	7 月 15 日（水）	パブリック・コメント開始
	8 月 13 日（木）	パブリック・コメント終了
	9 月上旬～下旬	第三者点検
	9 月中旬～	評価書（素案）の見直し
	11 月 4 日（水）	個人情報保護審議会へ評価書を報告
	11 月中旬	特定個人情報保護委員会へ評価書を提出
	11 月下旬	評価書の公表